

合併協定書協定項目

項	目	説	明
合併協定項目Ⅰ（基本的協議事項）			
1	合併の方式	「新設合併」「編入合併」の方式の選択	
2	合併の期日	合併期日についての協議	
3	新市の名称	「新設合併」の場合、名称が必要	
4	新市の事務所の位置	役所の場所についての協議	
5	財産及び債務の取扱い	土地・建物・債権・債務等についての協議	
合併協定項目Ⅱ（合併特例法に規定されている特例の協議事項）			
6	地域審議会の取扱い	一定期間旧市町単位で地域審議会を設置することの協議	
7	議会の議員の定数及び任期の取扱い	議会の議員の定数及び在任期間等の取扱い	
8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	農業委員会の委員の定数及び在任期間等の取扱い	
9	地方税の取扱い	地方税の賦課等及び不均衡がある場合の不均一課税の取扱い	
10	一般職の職員の身分の取扱い	職員の任用制度、給与及びその他の勤務条件等の取扱い	
合併協定項目Ⅲ（その他必要な協議事項）			
11	特別職の身分の取扱い	三役及び各種委員会等の特別職の取扱い	
12	条例・規則等の取扱い	使用料、手数料、補助金又は各種事業の取扱い等に関する条例規則の整備	
13	事務組織及び機構の取扱い	自治法及び行政組織に関する法令等による設置協議	
14	一部事務組合等の取扱い	構成団体となっている組合の脱退・加入及び規約の変更等	
15	使用料、手数料等の取扱い	交付・証明手数料及び施設の使用料等の取扱い	
16	公共的団体等の取扱い	関係市町の区域内にある産業経済団体、文化事業団体等で公共活動を営むすべての団体における統合整備の取扱い	
17	補助金・交付金等の取扱い	各種補助制度の実態把握、合併後の財政状況等を勘案した統合的整理	
18	町名・字名の取扱い	町・字名の区域や名称についての設定・変更等の取扱い	
19	慣行の取扱い	市章、市の花・木、市民憲章等	
20	国民健康保険事業の取扱い	保険給付の内容及び保険料(税)、督促手数料、基金等の取扱い	
21	介護保険事業の取扱い	保険料や納期等の取扱い	
22	消防団の取扱い	区域・分団組織等の取扱い	
23	行政区の取扱い	行政区の取扱い及び委託助成事業	
24	各種事務事業の取扱い	各種の事務事業を一元化する際の取扱い	
25	新市建設計画		

「24. 各種事務事業の取扱い」の項目

項	目	説	明	項	目	説	明
1	総務関係事業	行政(表彰・情報公開・個人情報・自治会・区長会制度等)・選挙等の取扱い		12	児童福祉事業	保育事業、子育て支援事業等の取扱い	
2	交通関係事業	住民生活の安全確保の観点から引き続き推進する事業の取扱い(総合交通対策、バス路線運行対策、交通安全等)		13	環境対策事業	一般廃棄物処理計画(ごみ・し尿処理)、環境保全等の取扱い	
3	広報広聴関係事業	広報誌、相談業務等の取扱い		14	建設関係事業	道路・橋りょうの整備・維持管理、住宅事業、都市計画事業(公園・緑地含む)及び河川事業等の取扱い	
4	電算システム事業	電算機器及びシステムの統合等の取扱い		15	上・下水道事業	使用料、加入金、分担金、制度等の調整や給水(処理)区域、事業計画等の調整に関する取扱い	
5	消防防炎関係事業	地域防災計画の策定・防犯対策等の取扱い		16	農林水産関係事業	各種振興計画・事業等、基盤整備事業、農林水産団体の育成事業等に関する取扱い	
6	地域情報化事業	ケーブルテレビ等の取扱い		17	商工・観光関係事業	商工・観光振興を図る事業、勤労者の支援及び消費者保護の施策等の取扱い	
7	納税関係事業	納税奨励金、納税組合補助金等の取扱い		18	学校教育事業	小中学校の通学区域、給食費、就学援助各種補助・助成、健康管理、健康診断等の取扱い	
8	高齢者福祉事業	老人保健福祉計画、高齢者福祉サービス(給食サービス・緊急通報システム等)等の取扱い		19	社会教育事業	同一又は類似する事業の取扱い(公民館・図書館・文化施設等)、人権教育の取扱い	
9	障害者福祉事業	障害者福祉計画、障害者の社会参加に係る事業等の取扱い		20	社会体育事業	同一又は類似する事業の取扱い(各種スポーツ大会)	
10	社会福祉事業	市福祉事務所への事務移管(生活保護)、その他の福祉事業の取扱い		21	コミュニティ施策	市民活動を高揚する事業の取扱い(各種イベント等)	
11	保健衛生事業	成人・母子保健事業や予防対策等の保健事業、畜犬、火葬場等の衛生事業、医療事業・健康づくり事業の取扱い		22	その他事業	その他の独自事業の取扱い	

利用しませんか？

市町村合併出前講座

町では、各種会合に職員が出向いて、合併協議会の協議内容や結果について説明しています。どうぞお気軽にお申し出下さい。

市町村合併出前講座の申込み、市町村合併に関するお問い合わせは、役場企画課(☎321111)へ

長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会
は、誰でも傍聴できます！
 第4回長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会は、4月16日(水)午後1時30分から長門市のルネッサナグとで開催されます。この協議会は、誰でも傍聴できます。

長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会の資料と会議録が閲覧できます！

長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会の資料と会議録が役場企画課、宇津賀・向津具両支所、中央公民館で閲覧できます。誰でも閲覧できますので、どうぞご利用ください。